

[収集運搬用]

## 産業廃棄物処理委託契約書

平成 年 月 日

排出事業者（甲）

住 所  
氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

収集運搬業者（乙）

住 所 神奈川県川崎市宮前区潮見台 9 番 2 号  
氏 名 株式会社 スクーデリア・ヴェルデ  
代表取締役 藤井 智洋

印

（積み込み場所）

（荷下し場所）

収集運搬業許可番号

（許可都道府県政令市名）

（ ）

（ ）

許 可 品 目  廃プラスチック類  紙くず  木くず  繊維くず  金属くず  
 ガラス・コンクリート及び陶磁器くず  がれき類  
 その他 （ ）

上記排出事業者（以下、「甲」という。）と収集運搬業者株式会社ひろき（以下、「乙」という。）は、甲の事業場（ ）から排出される産業廃棄物（以下、「廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を一通作成し、甲・乙記名捺印の上、甲は本書を、乙はその写しを保有する。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

第1条 この契約締結にあたり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があつたときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の種類及び数量）

第2条 甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表の通りとする。

(収集運搬料金及び支払い)

第3条 甲の委託する廃棄物の収集運搬業務に関する契約金額(以下、「契約単価」という。)は、別表の通りとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙合意の上、1回あたりの単価にすることができる。また、この契約単価には、消費税を含まないものとする。

2 甲は、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に運搬したことを確認したときは、乙に収集運搬料金を支払う。支払条件は、毎月 日 に締め、翌 月 日までに乙に対して支払うものとする。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合には、それに準じるものとする。尚、甲が支払いを怠ったとき、乙は収集を拒否できるものとする。

(搬入先)

第4条 乙は、甲から委託された第2条の廃棄物を、甲の指定する別表の処分業者(以下、「丙」という。)の事業場に搬入する。

(マニフェスト)

第5条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、乙に交付する。

2 乙は、前項の当該マニフェストを廃棄物とともに丙に回付するとともに、廃棄物を丙の事業場に搬入する都度、マニフェスト B1(収集運搬業者保管)票及び B2(運搬終了)票に丙から必要事項の記載を受け、B2(運搬終了)票を甲に送付するとともに B1(収集運搬業者保管)票を5年間保存する。

3 甲は、乙から送付されたマニフェスト B2(運搬終了)票を、A(排出事業者保管)票及び丙から送付された D(処分終了)票及び E(最終処分終了)票とともに5年間保存する。

(契約期間)

第6条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。期間満了の3ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れが無い場合にかぎり、当初の契約期間と同一期間、同一条件で更新されたものとする。

(法令等の遵守)

第7条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。関連する政令省令と併せて以下、「法令」という。)及び行政指導を遵守して、廃棄物の収集運搬を行わなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

(義務と責任)

第8条 甲は、収集運搬を委託する廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を乙に通知しなければならない。

2 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、丙の事業場における荷下し作業の完了まで法令に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

3 乙は、甲から委託された業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェスト B2（運搬終了）票をもって代えることができる。

（業務の調査等）

第9条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該運搬の状況に係る報告を求めることができる。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に乙の車両が故障した場合等真にやむを得ない理由により、運搬業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令の定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの承諾を得て、収集運搬業務を再委託することができる。

（積替え保管）

第11条 乙は、甲から委託された廃棄物の積替え保管を行ってはならない。ただし、甲から委託された廃棄物が積替え保管施設を経由して丙の処分場に搬入せざるを得ない場合は、甲にあらかじめ申し出なければならない。

（内容の変更等）

第12条 甲及び乙は、契約期間及び予定数量の変動については、甲乙で協議の上、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第13条 甲及び乙は、この契約に関して、業務上知りえた相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第14条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除するにあたって、この規約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

（協議）

第15条 甲及び乙は、この契約に定めない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

廃棄物の種類	契約単価 (円/kg・m <sup>3</sup> )	予定数量	処分業者（丙）		処分 方法
			名称及び 許可番号	所在地	
廃プラスチック類					破 碎
金属くず					圧 縮
ガラスくず コンクリート 陶磁器くず					焼 却
木くず					破 碎
紙くず					
繊維くず					
瓦礫くず					
契約期間中の 合計予定金額		円	契約期間は第6条のとおり		
必要な情報					